

掛川市図書館条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

掛川市教育委員会規則第 32 号

改正

平成 18 年 12 月 25 日掛川市教育委員会規則第 22 号

平成 20 年 3 月 21 日掛川市教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、掛川市図書館条例（平成 17 年掛川市条例第 164 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 掛川市図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、別表第 2 のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(館内利用)

第 4 条 図書館内で図書館資料を利用する者（以下「利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

2 貴重図書、特別取扱資料、郷土資料その他館長が指定する図書館資料は、館外貸出しの対象としない。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第 5 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所において、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (3) 図書館の施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な館長の指示又は指導に従うこと。

(館外貸出し)

第 6 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 市内に所在する社会教育関係団体及び事業所（以下「団体等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、広域的な図書館活動を行うため館長が特に必要があると認める場合は、前項各

号に掲げる個人又は団体等以外のものに対して図書館資料の貸出しを行うことができる。

(利用者登録の申請)

第7条 館外貸出しを受けようとする者(団体等にあつては、その代表者)は、館長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、利用者登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、館長に提出しなければならない。

(利用者カードの交付)

第8条 館長は、前条に規定する利用者登録申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当であると認める場合には、登録を行うとともに、利用者カード(様式第2号)を交付するものとする。

2 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出しの手続)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、館外貸出しを受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。

(貸出点数及び期間)

第10条 図書館資料の貸出期間は、15日間(団体等にあつては1月)以内とする。

2 図書の貸出冊数は10冊(団体等にあつては500冊)以内とし、視聴覚資料の貸出点数は4点以内とする。ただし、館長が必要があると認める場合には、この限りでない。

(紛失等の届出)

第11条 利用者カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく館長に届け出なければならない。

- (1) 利用者カードを紛失したとき。
- (2) 利用者登録申請書の記載事項に変更があつたとき。

(禁止行為)

第12条 館外貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書館資料を営利に利用し、又は第三者に転貸してはならない。

(貸出しの停止等)

第12条の2 館長は、図書館資料の館外貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

- (1) 図書館資料の貸出しを受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じないとき。
- (2) 第8条第2項、第11条又は前条の規定に違反したとき。

(移動図書館)

第13条 図書館は、市民の読書活動の普及を図るため、移動図書館を実施する。

- 2 移動図書館の実施内容、地域その他必要な事項は、館長が別に定める。
- 3 移動図書館における図書館資料の利用方法、手続等については、第6条から前条まで及び次条の規定を準

用する。この場合において、図書館資料の返納日は、その地域、事業所等を移動図書館車が次回に巡回する日とする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、現品又は相当の対価をもって損害を弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(寄贈の受入れ)

第 15 条 教育委員会は、図書館資料として所蔵することが適当と認めるときは、資料の寄贈を受けることができる。

2 館長は、前項の規定による資料の寄贈があったときは、審査の上受け入れるものとする。

(図書館資料の複製)

第 16 条 図書館資料（館長が認めるものに限る。）の複製をしようとする者は、図書館資料コピー申込書（様式第 3 号）を館長に提出しなければならない。

(施設使用の手続)

第 17 条 条例第 6 条第 2 項の許可を受けようとする者は、図書館施設使用許可申請書（様式第 4 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、図書館施設使用許可書（様式第 5 号）を交付するものとする。

(協議会)

第 18 条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 19 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の掛川市立図書館設置条例施行規則（昭和 59 年掛川市教育委員

会規則第1号)又は大須賀町立図書館条例施行規則(平成9年大須賀町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月25日掛川市教育委員会規則第22号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の掛川市図書館条例施行規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の掛川市図書館条例施行規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(平成20年3月21日掛川市教育委員会規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名 称	開 館 時 間
掛川市立中央図書館	午前9時から午後5時まで(水曜日及び木曜日は、午前9時から午後7時まで)
掛川市立大東図書館	午前9時から午後5時まで(木曜日は、午前9時から午後7時まで)
掛川市立大須賀図書館	午前9時から午後5時まで(金曜日は、午前9時から午後7時まで)

別表第2(第3条関係)

名 称	休 館 日
掛川市立中央図書館	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)に当たるときは、その翌日) (2) 毎月の最終金曜日(8月、12月及び3月を除く。) (3) 国民の祝日 (4) 12月29日から翌年の1月4日まで (5) 毎年2週間以内の範囲で特別整理期間として別に定める期間 (6) 3月31日
掛川市立大東図書館	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日) (2) 毎月の最終金曜日(8月、12月及び3月を除く。) (3) 国民の祝日 (4) 12月29日から翌年の1月4日まで (5) 毎年1週間以内の範囲で特別整理期間として別に定める期間(6) 3月31日
掛川市立大須賀図書館	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日) (2) 毎月の最終木曜日(8月、12月及び3月を除く。) (3) 国民の祝日 (4) 12月29日から翌年の1月4日まで (5) 毎年1週間以内の範囲で特別整理期間として別に定める期間 (6) 3月31日